

令和2年第6回 薩摩川内市教育委員会定例会

- 1 期 日 令和2年5月26日(火)
- 2 場 所 市役所5階 教育委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 藤田 芳昭 教育長職務代理者 三本 伴子  
委 員 上川 幸子 委 員 軍神利喜男  
委 員 枇杷 眞弓
- 4 説明のために出席した職・氏名
- |         |        |          |       |
|---------|--------|----------|-------|
| 教 育 部 長 | 上大迫 修  | 教育総務課長   | 大濱 浩一 |
| 学校教育課長  | 村上 勝美  | 社会教育課長   | 橋口 公男 |
| 文化課長    | 羽田 美由紀 | 少年自然の家所長 | 南 竜治  |
| 中央図書館長  | 堂元 清憲  | 学校教育課専門職 | 玉利 勝美 |
- 5 記 録 者 教育総務課課長代理 白江 剛
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 日 程
- (1) 会議録承認
- (2) 諸般報告
- (3) 審議
- 議案第16号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 薩摩川内市社会教育委員の委嘱について
- 議案第18号 薩摩川内市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員の委嘱について
- 議案第20号 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会委員の委嘱について
- (4) その他
- ① 令和2年6月行事予定について
- ② その他

開会時間 13時15分

## 【開会】

教 育 長 只今から、令和2年第6回薩摩川内市教育委員会定例会を開会します。

## 【会議録の承認及び会議録署名者の指名】

教 育 長 令和2年第5回定例会の会議録についてお諮りします。項目名を記載した会議録がお手元にあるかと思いますが、この会議録を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ありがとうございます。令和2年第5回定例会会議録は承認されました。

教 育 長 会議録署名委員につきましては、枇杷委員を指名します。

教 育 長 傍聴の申し出はありますか。

教育総務課長代理 申し出はございません。

教 育 長 本日の傍聴の申し出はございません。

## 【会議の公開等】

教 育 長 本日の議事日程は、諸般報告の1ページにあるとおりですが、議案17号「薩摩川内市社会教育委員の委嘱について」から議案20号「薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会委員の委嘱について」までは、個人情報を扱う案件でありますので、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 そのように取り扱わせていただきます。

## 【諸般報告】

教 育 長 それでは、諸般報告について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長 (資料2ページについて説明)

教 育 長 新型コロナウイルス感染症対策本部会議が本日5時からの予定で第14回を数えます。何か質問はありませんか。

軍神委員 この対策本部会議で学校に関係するもの、例えばマスクとかはどうなるのですか。その対策本部会議は、どのような話し合いがなされますか。教育委員会のことは教育委員会で別にするのですか。

教育総務課長 小・中学校、幼稚園等の運営は教育委員会で確認させていただき、市の対策本部会議で全庁的な意思の確認をさせていただくという取り扱いになっています。また、市の対策本部会議では、市の公共施設の取り扱いにつきまして、それぞれの公共施設の形態やイベントの内容等によりまして、例えば、今月末まではこのような取り扱いをすとか、イベントについては人数的に無理なものはしばらく休止すとか大きな方向性を確認するのがこの対策本部会議であり、直接、教育委員会に関わるものとしましては、例えば、教育総務課の場合、学校開放事業の運用を市の公共施設とあわせて県外から来られた方の利用は控えていただき、三密に気を付けて50人以上の集まりは遠慮していただくといった統一した取り扱いの確認をさせていただきました。

教育部長 対策本部会議は、市長、副市長、教育長、関係部局長が参加し、市全体の新型コロナウイルス感染症対策について協議します。この諸般報告で触れていますのは、その中で決まったものや方向性を整理したものについては、筆頭課である教育総務課の方で教育委員の皆様へ報告申し上げるという形になっております。組織としては独立していますが、流れとしては学校現場の意見を教育長、部長から意見を申し上げているところです。

軍神委員 まだ決まってはいませんが、国の第2次補正予算で1校当たり100万円から500万円を支給するという案がありますが、そういうものがきたときにはどういう流れで学校に支給されるのですか。

教育総務課長 今朝の新聞報道によりますと、明日、閣議決定され、国の方で予算案の可決に向けて進めていかれるとのことですが、国の第2次補正予算案が可決されましたら国から県を通じ市町村に補正の内容が降りてきます。内容については、所管省庁に関連する市の部局に連絡がきますので、それを受けまして市として必要な事業なのか協議をした上で、

補助事業に取り組むかどうか判断をし、補助金の申請をするという流れになります。補正予算の取り扱いについては、いとまがない場合、教育長が臨時代理し、次の定例会で報告させていただくこととなります。

教 育 長 質問はありませんか。次に、学校教育課の説明をお願いします。

学校教育課長 (資料3ページについて説明)

教 育 長 休業に関しましての授業時数の不足については、学校教育課長の方から提案申し上げたいと思いますので、今回は5月行事についての質問を受けたいと思います。

三 本 委 員 今、教育長からご説明がありました授業時数の不足に対する対応とか含めて三点ほど質問したいと思います。今回の定例会の資料をいただき、予定されていた行事がほとんど中止という形になって子供達の閉塞感とか、それから不安定な心とかそういうものが見えてきてすごく心配をしているところです。文科省からも来年度から9月入学に移行する場合の案として一斉案と段階的案が公表されていますが、まずは、臨時休業により授業時数が少なくなったことについての授業の取り戻しと心のケアがまず大事かなと私は思っています。あるところでは減らされた授業時数を夏休み、冬休みを短縮して、そして一週間の通常日の中で授業を1時間増やすという形で行う。と保護者に連絡がいつています。これは県の方向性をみながら薩摩川内市もしていかなければならないと思います。また、そこは後ほどお聞かせいただければと思います。それから二点目です。マスクについてなんですが、2歳児未満の子供に関しては日本小児科医会の方で警告を出されています。それから、また、気密性の高いN95マスクに関しては中国では持久走をやっていた時、突然死で何人かの子供さんが命を絶たれたということです。そういう中、マスクの役割も大きいのですが、これから先、熱中症を踏まえて自分達もマスクをしていてすごく暑いので、子供達のマスクの対応といますか、スポーツ庁の方でも運動をする時は外しても良いという通知も出ているようなので、そこらへんの子供達へ

の指導はどうかというのが二点目です。それから、新型コロナウイルス感染症対策には関係ないんですが、大雨とか台風を迎える時期になりました。去年も各地で甚大な被害が出ました。だいぶ前に私は公民会からハザードマップとか防災マップが送られてきて、その頃は危機感もなく畳んでなおしこんでいました。想定外の大雨になった時に子供達がハザードマップで自分達の住んでいるところが海拔何メートルなのかとか、防災マップで浸水しやすいところはどこなんだろうとか、崖が崩れやすいのはどこなんだろうかということ保護者と話し合う場があるのか確認したいと思います。

教 育 長      新型コロナウイルス感染症対策に関してのことですので、心の健康をあわせて授業時数確保の件と方向性について説明してください。それから、運動時のマスクの取り扱いとですね。インデックスがついている参考資料を配っていますのでここで説明してください。

学校教育課長      それでは一枚紙で要約してある学校教育課と書いてある「新型コロナウイルス感染症対策にかかる今後の教育活動について」という資料をご覧ください。これをもとに添付しております資料についてもあわせて説明させていただきます。最初に授業の取り扱いについてですけれども、これまでの学校休業により実施できなかった授業の取り扱いにつきましては、1番でございますが、想定としまして授業期日を7月20日まで、これはこれまでですと終業式の日です。7月21日から7月30日までの6日間を通常授業として設定する。もちろん給食も出して6校時とする。そして終業式を7月31日に行う。これまでやっていた8月3日の出校日については行わない。これは学校が決めることではありますけれども行う必要がないのではないかと考えております。この対応により42時間の授業時数の確保が可能となります。下に参考として挙げてあります。本年度になりまして授業ができなかった時数が、小学校の少ない学校で28時間、多い学校では56時間、これは小学校においても学年によって授業時数が違うため、あるいは家庭訪問を計画していた学校の欠時数が少なくなっています。

それでも50時間以上欠時数がカットされたところが小学校26校中13校。中学校におきましては少ない学校で34時間、多い学校では57時間と、50時間以上カットされた学校が6校、11校中6校あったということ。義務教育学校についてはそこに書いてあるとおりです。完全に欠けた部分を補うことはできませんけれども少なくともこの42時間分があれば、十分余裕をもって指導できるのではないかと考えているところでございます。あわせてこちらの方も先に説明させていただきます。5月25日時以降の教育活動について、基本的には感染症防止の三つの基本、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを徹底させ授業を行うという形で考えております。基準となる考えがここに添付しております補助資料になります。「学校における教育活動について」という通知文がありますけれども、今回、この通知文、大元は文科省から出されているものですが、今後の学校教育のマニュアルとして非常に細かく記入してあります。3つ目を開いていただきますと学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これをもとに今後進めていきます。緊急事態宣言、これについては、治まりましたけれども治まったからと言って気を緩めるとまた再燃する可能性がある、第二波がやってくる可能性があるということですので十分留意しながら授業を進めていくというふうに考えているところでございます。鹿児島県の行動レベルにつきましては、レベル1というところで示されているところです。レベル1の行動基準例ということでここに書いてありますけれども、マニュアルの7ページに書いてあるところでございます。身体的距離の確保は1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるということ、多くの感染症がある時にはできるだけ2メートルとかいう形があるんですけども、レベル1になりますとそれが出来なくてもできる限り間隔をとるという表現で授業を進めてくださいというような方針になっています。感染症リスクの高い教育教科活動、部活動についても十分な対策を行った上で実施する実施してよいと例が示され、細かな情報については、例えば27ペ

ージ、付箋がついた前のページになります、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策についてということで各教科等で非常にリスクの高い活動と別記されています。こういったものについても28ページの後半にありますように十分注意して授業を実施してほしいという形で出ております。部活動についてもこのような形で示されているところがございます。3の水泳の授業についてということでございますけれども、水泳の取り扱いということで、この資料の参考資料をご覧ください。ちょうどタブがついているところがございます。「今年度の学校における水泳授業の取扱いについて」ということで、基本的な考え方としましては、児童生徒の健康と安全を第一に考えて地域の感染状況を踏まえ密集密接の場면을避けるなど下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として水泳の授業を実施することは差し支えないという認識です。しかしながらその右側のページを見ますと具体的に9項目に渡って非常に細かなガイドラインと言いますか、参考となる注意すべき中身が書いてあります。この公文を学校にもおろしてありますので、これらをもとに進めていこうと考えているところがございます。先ほど三本委員の方から質問がございましたマスクの取り扱いについてですけれども、マスクの取り扱いにつきましては資料2、水泳の取り扱いの2ページ前になります。先ほどありましたように体育の授業だったり走ったりする活動の中でこの取り扱いについて右側の記のところに、例えば体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2メートル以上確保するなど非常に細かく書いてあります。先ほどありましたように2番の項目です、体育の授業で軽度の運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合にはマスクの着用を否定するものではないこと、但し、運動時にはN95、いわゆる医療用マスク、これを使わないようにと、違うマスクを使用するという、こういったところも含めて細かな資料を流しております。この資料を学校に送っただけでは、十分な読み込みとか対応ができないところもあるかと考えております

ので、学校教育課としては、チェックポイントをつけた公文を発出した  
たいと考えているところです。

教 育 長      まずは2点についてですね。よろしいでしょうか。夏季休業中の授業  
時数の確保につきましては、北薩地区の出水市、阿久根市、長島町、  
さつま町と協議をしたところでございます。県の教育長会としまし  
ても県全体の同じ課題ですので、できましたら知事からの学校休業要請  
がありましたので、授業時数の確保、補償ということでちょっと要請  
をして県の方から出してもらおうという動きはございます。ただ、授  
業時数の確保については、北薩地区ではしっかりと歩調を合わせてい  
きましょうということになっております。今の水泳指導、マスク着用  
についてそれでよろしいでしょうか。あと想定外の災害対応について  
の説明をお願いします。

学校教育課長      これにつきましては、昨年度、ご紹介できたか私もうろ覚えなんです  
けれども、ゼンリンの方で教育委員会と一緒に災害対策のマッ  
プを作っております。それは各学校が危険地域として想定してありま  
す各学校で挙げたものを地図として落とし込んだものでございます。  
これについては本年度分もいっしょにいただいておりますので、特に  
新入生には、お配りして、それをもとに各学校には、例えば、保護者  
参観日の時に一緒に歩いて確認をしてもらうというようなことを昨  
年度のうちに指導しております。本年度もあわせて指導したいと考  
えております。

教 育 長      ゼンリンとあわせて地図について委員のみなさんにもお配りしてくだ  
さい。

三本委員      市民課に行って、防災マップとハザードマップをくださいますかと言  
ったら、こんな厚かったんです。もらえないなと思っていいですと言っ  
たんです。一枚紙かなと思ったものですから。

教 育 長      校区ごとのハザードマップになっておりますから。子供達分かるよ  
うに。今、持って参りますので。

三本委員      現場の先生方がこれだけ細かくいろいろと文科省からの通達が出てい



るということは大変でいらっしゃるなと思って。ただでさえ授業時数の調整等もあるので、負担が大きくなり心配します。

教 育 長 あ各学校では、授業再開と同時にですね、いかに三密を避けるか、手洗いをスムーズにするか、特に大規模校においては、水道の個数も不足しているということで、授業を5分間、いわゆる授業と授業の間を5分伸ばすとかしてそういう確保しながら確実に見届けまでしているともございます。

枇 杷 委 員 質問ではなくてお願いなんですけれども、休息の時にしゃべらないとかいうことも結構言われているんですけれども、人と人ってコミュニケーションをとることによって成長していけるんですけど、喋ったことを怒るよりは、逆にそれを逆手にとって、よく噛んで食べましょう。例えば、目標を最初からは無理なので一口50回噛んで食べようねと言って、その次は、それができるようになったら100回噛もうねとか、噛んでいけば会話できないんですね。だからよく噛むことで会話をしちゃいけないって禁止する方向じゃなくて、よく噛むと歯科医の先生も言われていたんですが、結局、血流もすごく良くなって脳の発達にも良いというデータも出ているようなので、しゃべってはいけないじゃなくてよく噛んで食べようと、数を数えて低学年にできることをやって、中学生になると、そんなのしたくないって思うかもけれど、今は一生懸命噛んでそこをデータ化するんじゃないんですけれども、目標これぐらいみたいな感じでして、そしたら駄目っていうことではなくて逆にそこを上手に展開できるのではないかと考えています。

教 育 長 ありがとうございます。非常に肯定的なといいますか積極的な指導のあり方だと思います。また、今週金曜日に教頭研修会も行います。その中で保健体育グループの方からも指導をしていきたいと思っています。今、枇杷委員がおっしゃったような禁止事項だけではなくて積極的な働きかけという観点から工夫してみたいと思います。ありがとうございました。

上川委員 今その話題になったので 25 ページの重症化リスクの高い児童生徒への対応などについて気をつけてくださいということが書かれてあるんですが、基礎疾患等がある児童生徒さんのことだと思んですが、本市ではそういう対応が必要な児童生徒さんはどれくらいいらっしゃるのかなと思いました。それからそれに関連してと言いますか、今月の新聞、5月9日と今日の新聞にマスクで表情が読み取れないという聴覚障害者の方々が困惑しているという記事が載っていました。県聴覚障害者協会の方が言ってらっしゃるんですが、耳が聞こえない人はどうしても発声音だけではなく、口の動きでも、ありがとうとかいろいろ会話やコミュニケーションをとられていて、お店に買い物に行ったときに、ポイントカードなどを出したりとかそういうときに何と言っているか分からなくてマスクを外してと店員に言ったが、外してくださらなくてということが実際書いてあったんですね。聞こえない方が少ない情報量で生活されていらっしゃるので、学校で重度難聴者の児童生徒さんがいらっしゃった場合は、発達段階での難聴を早いうちに改善していくために必要でいらっしゃるのでは、数は少ないかもしれないんですけども、今日の新聞には聾学校の人が口元が見える透明のマスクを作ってくださいというのが載ってまして、やはり子供さんは表情が読み取れなくて困っていらっしゃる方もいらっしゃるかなと思うところでした。児童生徒に限らず行政サービスを受ける市民の方の中にもそういうことで困っていらっしゃる方もいらっしゃるかなと思ひまして、どういう配慮ができる分からないんですけども、物理的には離れていても心は寄り添ってあげるといいですか、配慮が必要かなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。学校教育課で基礎疾患のある児童生徒の数は分かりますか。

学校教育課長 基礎疾患の数については市全体では確認ができておりません。各学校でそれぞれしておりますけれども、その集約についてはちょっとしていないところです。

教 育 長 難聴児の対応について専門職の方で教えてください。

学校教育課専門職 昨日、学校訪問をした際に、耳に障害がある子供の授業が進められておりました。そこでは、先生が一人、対象の児童が一人、一対一の授業でしたけれども、先生の方はマスクを外して対応はしておられましたので、拡大音声器ですかねそういったものを使って対応をしておりました。そういった場合にも出来るだけ大きな声を出さないとか、そういう配慮もしておられたところですか。医療的ケアの必要な子供達もですけれども、特に英語、ALTなども含めて口の動きが分からないと発音ができないというようなケースも聞いておりました。透明なフェイスシールドを準備していただいて、それをしていただいて授業をしていただいているところですか。

教 育 長 よろしいでしょうか。次に、社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 (資料4ページについて説明)

教 育 長 ただいまの説明にご質問はございませんでしょうか。新型コロナウイルス感染症の関係で昨年度は中止がありますけれどもこれに掲載されております。

教 育 長 質問はありますか。次に、文化課の説明をお願いします。

文化課長 (資料5ページについて説明)

教 育 長 質問はありますか。次に、少年自然の家の説明をお願いします。

少年自然の家所長 (資料7ページについて説明)

教 育 長 国体についての新聞報道では難しいのかなということですが、国体関係で少年自然の家が10月のはじめから関係者の宿泊が入っていて、国体が最終決定した後にこれについては再検討となろうと思っております。

中央図書館長 (資料8ページについて説明)

教 育 長 質問はありますか。

三本委員 東日本大震災の時にNHKで特集があったんですけれどもその時に毎日たくさんの方達が亡くなられて、救援活動をずっとしてこられていた消防の方とか自衛隊の方とかそういう方達に何か支援して欲しい

ことがありますかというお問い合わせをしたところ、意外な言葉が返ってきて私もびっくりしたんですけれども、やなせたかしさんのバックが赤でアンパンマンが手を挙げているポスターが欲しいと自衛隊の方達が言ってらっしゃったんですね。なぜですかと聞いたら、アンパンマンの歌を子供達がよく歌うんですけれども、非常に子供達にとっては難しい歌詞なんですけれども、そういう心を癒してくれるものというのが、やはり、体を動かしたり、音楽を聞いたり、絵を描いたり、本を読んだり、そういう人間の根幹を作る大事なものだなど私も思っているんで、先ほど5月になって一人当たりの貸出冊数がふえているということは、非常に良いことだなど思っております。また6月から移動図書館も動き、子供達の方にも新たな本が運ばれると思うし、イベントの中に般若心経を書こうという、皆、病んでいる心を落ち着かせようというものを企画しておられるので、できるだけ、出来る範囲でいいので一人でも多くそういう情報をキャッチできたらいいなと思うところでした。

教 育 長            ありがとうございます。ほかに質問はございませんか。

教育総務課長        (資料10～11ページについて説明)

教 育 長            鹿島小学校に今年はウミネコ留学生が9人いますが、ゴールデンウィーク中、休業中も里親さんの元で過ごしたということです。特に学校が関与して対応しなければならぬということもなかったそうで、大変、島の生活、学校が始まってから学校生活を楽しんでいると報告を受けております。

教 育 長            全体的に何かありませんでしょうか。何かありましたら最後にでもおっしゃってください。それでは諸般報告を終わります。

## 【審議】

【議案第16号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長 議案第16号 薩摩川内市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則  
の制定について教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 (議案書で説明)

教 育 長 質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

教 育 長 議案第16号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第17号 薩摩川内市社会教育委員の委嘱について】**

教 育 長 議案第17号 薩摩川内市社会教育委員の委嘱について社会教育課長  
説明をお願いします。

社会教育課長 (議案書で説明)

教 育 長 議案第17号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第18号 薩摩川内市公民館運営審議会委員の委嘱について】**

教 育 長 議案第18号 薩摩川内市公民館運営審議会委員の委嘱について社会  
教育課長説明をお願いします。

社会教育課長 (議案書で説明)

教 育 長 議案第18号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第19号 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員の委嘱について】**

教 育 長 議案第19号 薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員の  
委嘱について文化課長説明をお願いします。

文化課長 (議案書で説明)

教 育 長 議案第19号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第20号 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会委員の委嘱について】

教 育 長 議案第20号 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会委員の委嘱について文化課長説明をお願いします。

文 化 課 長 (議案書で説明)

教 育 長 議案第20号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【その他】

教 育 長 次に(4)その他の①令和2年6月行事予定について、教育総務課から順に説明をしてください。

(以後、順次各課からの報告)

教 育 長 各課所に確認しておきたいことはありませんか。市教委の学校訪問につきましても、事前に資料もお届けするときにご連絡したいと思えます。よろしいでしょうか。何かありましたら後ほど、各課所にお問い合わせをよろしくお願いいたします。

教 育 長 その他の②につきましても、事務局の方からお願いします。

教育総務課長代理 (事務連絡)

教 育 長 あと総合計画について説明をお願いします。

教 育 部 長 総合計画につきましては、市の全体の計画でございますが、前回までございました市の教育大綱につきましては先、の教育委員会定例会でございましたとおり、総合計画の教育文化の部分をもってそれに充てるということで、全体の冊子ができましたので皆さまのお手元にお届けしたところでございます。なお、ホームページには、市民の方々から教育大綱と分かるように整理をしたものを載せて周知を図りたいと

思いますので、手元においていただいてご意見などいただければと思います。

教 育 長 教育文化については、施策のVにございますのでご確認ください。また、これをもとにしてながく検討していただきました教育振興基本計画の最終版を印刷中でございますので、出来上がり次第お届けいたします。

教 育 長 先ほど図書館からの報告の中で三本委員の方から、人間の根幹である心の充実と言いますか、東日本大震災のエピソードということでご紹介いただきましたけれど、私達大人が安定した心で子供達に接していくことは大事ななと思っております。各学校では新型コロナウイルス感染症対策のためにいろいろと知恵を絞って子供がいきいきと部活動ができるように校長、教頭を指導して参りたいと思います。各教科、それから運営において、教員がいろいろと工夫を凝らしたのが子供達の学力向上、健康、体力上に役立つように事務局としても支援して参ります。教育委員の皆様方にも今後またいろいろなところからご指導いただければありがたいと思います。

**【閉会】**

教 育 長 令和2年第6回薩摩川内市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 14時42分

教 育 長

教 育 委 員